

2008年3月12日、東京都へ提出した要望書

2008年4月より各自治体で運用開始となる中国残留邦人に対する新たな支援法につきまして、私ども、中国帰国者の会として、この間、中国残留邦人の多住地域を中心に各自治体にその運用開始にあたっての取り組み状況についてお尋ねをさせていただきました。

その結果、いくつかの課題と早急な改善が必要とされる内容が明らかとなってきました。私どもは、中国残留邦人にとりまして、今回の「新」支援法は、いうまでもなく、もうやり直しのできない最後の施策として受け止めております。しかしながら、今般の各自治体の状況を見ますと、多くの自治体の態勢には、「新」支援法の趣旨がまったく生かされず、単にこれまでの施策の看板の掛け替えという認識が根強いことが色濃く感じられます。

このまま運用開始となりますと、早晩、従前の施策と何等変わらぬレベルにとどまり、中国残留邦人にとって、癒されぬ日々の再来となることが予想され、強い懸念を抱いております。

今回の「新」支援法制定の経緯は、いうまでもなく、中国残留邦人の国家賠償請求訴訟に端を発するものであり、安倍・福田各首相がこれまでの中国残留邦人に対する国の施策の不備に対する謝罪を行ったことに象徴されるように、中国残留邦人に対する援護施策の再スタートを意味します。

ついでに、下記の点につきまして、東京都に対して要望するとともに、東京都として各自治体への指導を徹底していただきたく要望いたします。

1. 「新」支援法制定の経緯・趣旨の徹底を図られたい。
2. 「中国残留邦人」を人権課題の一つとして位置づけ、問題の啓発の取り組みを早急に行われたい。
3. 当面の新たな運用にあたっての態勢として以下のことにとりわけ留意されたい。

対象者への周知・徹底

都として、さまざまなメディアを通して周知・徹底されたい。特に、自費帰国など国の把握していない中国残留邦人、各自治体への転入者、国交回復前の帰国者、韓国等からの帰国者など名乗りをはばかる対象者も少なくないことへの配慮をされたい。

円滑な給付申請の機会の提供

手続きの相談、申請支援の体制の確立

支援員の確保

中国残留邦人に対する理解とその支援に真に意欲と経験のある人の登用を図られたい。とりわけ、当事者・二世・三世の積極的な登用を図られたい。従前の施策が、行政からの一方通行的であったことで、なかなか中国残留邦人問題の十分な理解が広まらなかったという反省をぜひ生かしていただきたい。従前の「自立指導員」に高圧的な対応が見られ、著しく中国残留邦人の尊厳がおかされてきたということが多くの中国残留邦人の指摘するところです。こうした反省をふまえると、これまでの「自立指導員」の丸ごとのシフトを行うのではなく、新たに、真に理解・意欲・経験のある人物の登用を行われたい。その際、当事者・二世・三世の登用は不可欠であり、また極めて有用であると思われるので配慮されたい。

地域支援の策定

地域支援の策定にあたっては、当事者の要望を広くふまえて策定されたい。

都・自治体関係部署及び職員に対する研修・啓発の取り組みの実施

中国残留邦人問題については、歳月の経過により、その問題の背景、中国残留邦人の心情・課題について精通している行政担当者はほとんど見受けられません。問題の本質をふまえずして、真に心の通う施策の立案・執行はあり得ません。今後、中国残留邦人を専らとする担当に対して、継続的な研修・啓発の取り組みを実施し、さらに、すべての職員に対しての研修・啓発の取り組みへと充実されたい。